

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスにおける最も大切な点は「経営の透明性」と「責任の明確化」の2点にあると考えております。この点から、当社では、取締役の任期を1年間とし、且つ複数の社外取締役を選任しております。また、取締役会のみならず毎月の経営会議の場においても経営の専門家である社外取締役の出席を求めて、経営の透明性を確保するよう努めております。

なお、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針は次のとおりです。

- (1)株主の権利を尊重し、平等性を確保いたします。また、従業員や当社商品をご愛顧いただくお客様、お取引先、地域社会をはじめとする様々な利害関係者（ステークホルダー）の利益を考慮し、それらステークホルダーの方々と適切に協働してまいります。
- (2)会社情報を適時・適切に開示し、透明性を確保いたします。
- (3)取締役会は、株主に対する受託者責任と説明責任を正しく理解し、実行してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使及び招集通知の英訳等】

当社では、議決権の電子行使制度を導入しておりませんが、当社の定時株主総会では、例年、議決権総数の9割近くを行使いただいておりますので、現時点では株主の皆様による議決権行使を可能にする環境は整っていると考えております。また、当社株主における海外投資家の比率は相対的に低く、現時点では英文による招集通知の作成を検討するまでには至っておりませんが、今後海外投資家の比率が拡大した場合には、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）を含めて検討してまいります。

【原則2-5及び補充原則2-5-1 内部通報窓口】

当社は、これまで人事部が窓口となって労務問題に特化した個別の相談に応じてまいりましたが、2016年4月を目処として内部通報に関する規程を定め、同時に労務問題に限定されない社内内部通報窓口を設置することを検討しております。なお、公益通報者保護法の趣旨に鑑みて、通報者等が不利益を受けない体制を担保するための経営陣から独立した内部通報窓口を設置することについても積極的に検討してまいります。

【原則4-2-1 業績連動報酬、株式報酬の適切な割合設定】

当社の筆記具は発売から10年、20年、30年と長期に渡ってご愛顧いただくものが少なくありません。ひとつひとつの商品の価格は高価ではないかもしれませんが、そこから生まれる小さな利益をコツコツと継続して積み上げ、その利益を将来の研究投資に充て、また画期的な製品を作り上げていくという信念がございます。この想いから、商品開発や研究開発担当の取締役のみならず全ての経営陣が短期的な利益偏重に陥ることなく、長期的な視点に立って経営を執り行うことが求められると考えており、その帰趨として、少なくとも現時点においては、経営陣の報酬体系は、不安定要素を含んだ株式報酬や短期的な利益変動に連動させるものでなく、安定的な固定報酬体系を採用することが望ましいと考えるに至っております。一方で、中長期的な業績連動報酬の導入を一概に排除する必要はなく、多様化し続ける報酬体系が経営陣のインセンティブとしてどのような効用を持つのか今後検討してまいり所存であります。なお、当社では中長期的な成長が経営陣のインセンティブに働くことを目的として役員持株会を設置しております。

【補充原則4-10-1 指名・報酬等の検討における独立社外取締役の関与、助言】

取締役候補者の指名に際して、必要に応じて社外取締役から意見を求めております。また、取締役の任期は1年間であって株主の意見が反映されやすい環境にあることから、現時点では取締役会の下に社外取締役を構成員とする任意の諮問委員会を設置する必要性を認識するまでには至っておりませんが、今後は、取締役候補者の指名や報酬等の決定についての審議を行う取締役会において、またその取締役会において委任を受けた代表取締役と担当取締役とが協議を行うに際して、社外取締役や社外監査役の積極的な発言や意見を求めるなどして、社外役員の適切な関与・助言を求めることを検討してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性の分析】

月に一度開催する取締役会においては、法令において要求される事項のみならず、経営上の幅広い課題についての議論、業種に捉われない他社事例の分析や最新法令等の紹介など多岐に渡っており、所要時間も3時間から4時間を掛けて社外役員を含めて関連な議論がなされております。現在、取締役会の分析や評価方法については、一義的な手法が確立していないことも相俟って、当社において直ちにこれを実施することは予定していませんが、今後、取締役会の実効性を一段と高めるため、及びその内容を担保するためにどのような方法があるのか慎重に検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式の保有方針として、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、安定的かつ継続的な金融取引関係の維持や資金調達、業務提携、営業上の取引関係の維持及び強化、原材料の安定調達など経営戦略の一環として必要と判断する企業の株式を保有することといたします。なお、政策保有株式の議決権につきましては、その議案の内容を精査し株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で適切に議決権を行使することといたします。株主価値を毀損するような議案につきましては、会社提案・株主提案にかかわらず、否定的な判断を行います。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役及び主要株主等との間で競業取引及び利益相反取引を行う場合には、当該取引が当社及び株主共同の利益を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除いて、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を要するものとしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 会社の目指すところや経営戦略、基本的な考え方

当社は、明治20年の創業からの社は「最高の品質こそ最大のサービス」と、三つの行動指針『三菱鉛筆は、伝統を自覚し、行動に誠意、責任をつくそう』、『三菱鉛筆は、知識と体験を深め、創造、工夫にはげよう』、『三菱鉛筆は、協力、共助、市場競争に勝ちぬこう』を掲げて、「世界一の筆記具メーカー」になることをグループ全体の長期ビジョンとしております。その足掛かりとして、10年先を見据えた能力の強化を目標とした基本方針「創業130年からの再スタート」を掲げたうえで、平成28年度(2016年)から平成30年度(2018年)までの中期3か年計画をスタートしております。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

取締役の報酬等については、その決定に関する方針を社内規程等において定めてはおりませんが、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により委任を受けた代表取締役と担当取締役が協議のうえで決定しております。

4. 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

当社の社内取締役及び社内監査役の候補者指名については、その経験や経歴、見識や専門性、マネジメント能力を基準に、取締役会全体のバランスや多様性の確保を考慮しております。また、社外役員については企業経営に対する知識や経験、専門性を基に、法令及び東京証券取引所の定める独立性基準に照らして一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される人物、さらに当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を選任しております。

5. 個々の選任・指名についての説明

本年より定時株主総会招集通知において開示しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の判断・決定及び経営陣に対する委任の範囲】

経営上の重要事項の決定及び業務執行の監督を担う取締役会においては、事業計画等の経営の基本方針その他の経営上の重要事項、法令・定款により取締役会が決定すべきとされている重要な業務執行の意思決定を行うこととしており、その内容は取締役会規則によって明確にしております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす4名を、独立社外取締役として選任しております。取締役会は、社内取締役11名とあわせて合計13名で構成しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

東京証券取引所の定める独立性基準に照らして一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される人物を候補者として取締役会で決定し、1年ごとに株主総会で選任しております。現在社外取締役は2名であり、その前提として企業経営に対する知識や経験、専門性が豊富であり、経営及び業務執行において特定の利害関係者の利益に偏重することのない公正な判断能力を有しており、取締役会における自由闊達で建設的な検討への貢献が期待できる人物を選定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の構成】

当社の取締役会の構成人員は13名(うち社外取締役は2名)であり、経営全般、経理財務、国内及び海外の営業、商品開発、人事総務、生産、研究開発等それぞれに知識、経験、能力に優れた人員で構成することとしております

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の兼任状況】

代表取締役の数原英一郎がエーザイ株式会社の社外取締役を、社外監査役の稲崎一郎が株式会社ディスコの社外取締役を兼職しております。その他上場会社以外の会社との兼任状況は事業報告及び有価証券報告書で開示しておりますが、社外役員も含めて兼務先の数は合理的な範囲に留まっており、当社の役員としての責務を果たす上で問題とならない兼務であると考えております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニングの方針】

取締役・監査役に対して、それぞれの役割や責務を果たす上で必要となるトレーニングの機会を継続して提供してまいります。取締役会においては、同業種異業種を問わない他社の事例を取り上げるなど経営者として必要となる見識を高めております。また企業経営者やコンサルタントなど有識者による講演を定期的に開催して有用な情報を提供しております。加えて、監査役会では社外監査役が国内の主力事業所や工場を訪問し、当社の事業に対する理解を深めております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との対話については、経理部と総務部が連携して取り組んでおり、財務担当取締役又は経理部長が株主との建設的な対話を促進するための体制整備を統括しております。今後も、機関投資家との個別面談を通じた対話の充実を図るほか、ホームページ、事業報告書、有価証券報告書等を通じた情報発信を行ってまいります。なお、これらの活動を通じて得られた株主や投資家からの意見や課題については、必要に応じて取締役会や経営会議などで議論しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満
---------------------	------------

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,775,600	5.52
株式会社横浜銀行	1,496,205	4.65
株式会社みずほ銀行	1,350,000	4.19
株式会社三井住友銀行	1,266,853	3.94
三井住友信託銀行株式会社	1,250,000	3.88

三菱鉛筆取引先持株会	1,204,919	3.74
大同生命保険株式会社	1,172,000	3.64
JPMC OPPENHEIMER JASDEC LENDING ACCOUNT	1,092,100	3.39
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	951,500	2.96
三井住友海上火災保険株式会社	951,500	2.96

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 [更新](#)

上記「大株主の状況」記載内容は、2015年12月31日現在のものです。「大株主の状況」欄の記載の他に、当社が所有している自己株式2,184,419株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	その他製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
矢作恒雄	学者											
吉村俊秀	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
矢作恒雄	○	_____	経営政策・経営戦略の専門家の立場から当社取締役会等で審議する各種案件に対して積極的な助言をいただいております。また、業務執行者から独立した立場であり、当社取締役会で審議する各種案件についても一般株主の視点を持って議論し、代表取締役を中心とした業務執行機関に対する監督、監査機能を有しております。よって、当社経営の適正運営に不可欠な存在であることから独立役員として指定しております。
吉村俊秀	○	_____	企業経営者としての豊富な経験、実績、見識を有しており、当社経営陣から独立した客観的立場から当社の経営に対する妥当性・適法性を確保するための助言・提言をいただいております。このことから、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

当社は、執行部門から独立した内部監査部門は設置しておりませんが、常勤監査役と他部門を兼任する監査役補助スタッフが中心となり業務監査を行うとともに、金融商品取引法が定める「財務報告の適正性に関する内部統制制度」を適正に運用するための機関として「内部統制委員会」を設置しております。内部統制委員会は、期中を通じて内部統制評価活動を実施しており、その結果は、担当取締役を通じて取締役会に報告されております。

監査役は、監査役会で策定した監査方針に基づいて、取締役の職務執行の監査、内部統制システムに係る監査などの業務監査を実施しているほか、会計監査人による監査の結果について報告を受け、その内容をチェックしております。社外監査役の青井俊夫氏は、金融機関における豊富な経験による、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。

監査役と内部統制委員会、会計監査人は相互に定期的な情報交換の場を持ち、連携を図っております。また、監査役は、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うほか、会計監査人と定期的な会合を行い、効率的な監査を実施するよう努めております。

また、会計監査につきましては、当社と監査契約を締結しております有限責任あずさ監査法人が監査を実施しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は長崎康行氏、開内啓行氏であり、補助者としては公認会計士及び会計士試験合格者14名、その他4名の合計18名でありました。

なお、当社は、内部監査機能の更なる強化を図るため、本年4月より内部統制室を改組したうえで業務監査機能を併せもった新しい部署を新設する予定であります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
稲崎一郎	学者													
青井俊夫	他の会社の出身者										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
稲崎一郎	○	――	

			生産工学の専門家として培った豊富な経験や知識に基づき、当社の属する業界に捉われない視点から助言を受けると同時に、その知見を当社監査に反映させるためであります。
青井俊夫	○	青井俊夫氏は一般社団法人横浜銀行協会の専務理事を兼職しております。また、平成23年6月まで株式会社横浜銀行の業務執行者でありました。当社と株式会社横浜銀行との関係としては、貸出コミットメント契約に基づき借入取引を行っており、平成27年12月31日現在の当社における借入実行残額は241百万円です。なお、株式会社横浜銀行は平成27年12月31日現在において、当社の発行済株式総数の4.65%を保有する大株主のうちの1名であります。	金融機関における豊富な業務経験と、企業経営に携わった経験があり、金融政策を含めた経営政策全般の助言を受けると同時に、その知見を当社監査に反映させるためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
その他独立役員に関する事項	

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

当社の事業形態及び当社の置かれた経営環境を勘案し、実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

連結報酬等の総額が1億円以上である者がいないため、個別開示はしておりません。
 なお、第141期(平成27年1月1日から平成27年12月31日)に取締役を支払った報酬等の総額は、社外取締役を含めた13名に対して359百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の報酬等については、その決定に関する方針を社内規程等において定めてはおりませんが、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役会の決議により委任を受けた代表取締役と担当取締役が、各取締役ごとの地位や役割、責任範囲に基づいて協議のうえで決定しております。なお、平成23年3月30日に開催した第136回定時株主総会において、取締役の一事業年度当たりの金銭報酬等の支給限度額を500百万円以内(うち社外取締役分として20百万円以内。ただし使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない)と決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役ともに、付属資料を含めた取締役会議案内容を事前に送付し、必要に応じて事前、事後の説明を行っています。なお、監査役の職務を補助するために、兼任の監査役スタッフ2名を配置しており、当該監査役スタッフは、監査役会の招集に関する手続きや議事録の作成、その他監査役会の運営に関して、社外監査役を含めた監査役のサポートをしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 取締役会

本報告書提出日現在、取締役会は13名で構成されています。このうち2名は社外取締役を登用し、経営監督機能の強化や透明性の向上に努めています。取締役会は、月1回（定時）以上開催されるほか、必要に応じて臨時の取締役会を開催し、会社の重要事項に関し、十分な論議の上迅速な意思決定を行っています。なお、当社では、経営責任を明確にすること及び透明性の高い経営を実現するため、取締役の任期を1年としています。また、取締役の定員は15名以内と定款で定めています。

2. 監査役会

本報告書提出日現在、監査役会は、社外監査役2名を含めて4名で構成されています。監査役会は、原則として月1回（定時）以上開催されるほか、各監査役が、監査役会で策定した監査方針に基づいて、取締役の職務執行を監査しています。また監査役の定員は5名以内と定款で定めています。

3. 経営会議・部長会

経営会議は、社外役員を含めた全取締役及び監査役によって構成され、取締役会決議事項の協議、その他経営上の重要事項の検討を行っています。当社では、この経営会議の構成メンバー（ただし社外役員を除く）に加えて、部長職以上の使用人で構成される部長会を組織し、会社方針の伝達、課題認識の共有化を進める一方、各部門からの報告を受けて現場レベルの状況把握に努めています。経営会議及び部長会は、原則として毎月1回開催しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しています。独立性の高い社外取締役による経営監督機能及び監査役、監査役会による監査機能が有効に機能しているものと認識しており、現時点では、監査役制度を継続していくことが適切であると考えています。また監査役の経営監視機能の充実に努めることで、当社のコーポレート・ガバナンスは有効に機能すると考えています。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の早期発送を心掛けております。第141回定時株主総会(平成28年3月30日開催)につきましては、平成28年3月9日に招集通知を発送致しました。
その他	第141回定時株主総会(平成28年3月30日開催)につきましては、招集通知を発送の前日に当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	http://www.mpuni.co.jp/ir/index.html 決算短信などの決算情報、四半期報告書や有価証券報告書、適時開示資料などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理部	
その他	機関投資家への個別説明を適宜行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境基本方針を策定し、企業活動を通じた廃棄物の原量、資源のリサイクル、環境負荷軽減に努めております。また環境保全に十分配慮した商品開発を通じて社会貢献に取り組んでおります。
その他	(女性の活躍に向けた取り組み) 現在、当社に女性役員はおりませんが、将来の役員候補者である女性管理職の登用に努めており、平成28年4月には女性管理職が2名となります。また、当社製品は女性からの関心が高い製品であることから、女性の価値観や視点を活かすことが、当社の発展に欠かせないと考えており、女性の採用、育成、仕事と家庭の両立、管理職登用に積極的に取り組んでおります。 具体的な取り組みとしては、仕事と家庭生活の両方支援として、フレックスタイム制や「ノー残業デー」の設定、また産前産後休暇、育児休暇、小学校3年生までを対象とした勤務時間短縮制度などを設けており、個人ごとの環境や意識に応じ、柔軟に働き方を選択できる仕組みを設けております。さらに、各職位にあったキャリア開発研修等により女性の意識付けを行い、また環境の整備を進め、女性のさらなる活躍を推進してまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下の基本方針を決議しております。

1. 当社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役会は、当社グループ全体の取締役・監査役・使用人が法令・定款のみならず社会規範や企業倫理を遵守するための指針として「三菱鉛筆グループ企業行動憲章」を制定し、その周知徹底を図る。

ロ. 取締役会は、職務執行が法令・定款・社会規範・企業倫理に適合すること（以下、「コンプライアンス」という。）を確保するための体制の統括責任者として、コンプライアンス担当取締役を選定する。コンプライアンス担当取締役は、取締役・監査役・使用人に対するコンプライアンス体制の充実に有効な教育プログラムの企画立案、実行を担当する。

ハ. 取締役会は、代表取締役及びその他の取締役が行う業務の妥当性を監督する。また、業務執行に関与しない社外取締役は、取締役会への出席その他の機会により、取締役の職務執行に対する監督を行う。これらの体制によって経営監視機能の強化や透明性の確保に努める。

ニ. 常勤監査役は、コンプライアンス担当取締役と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は取締役会及び監査役会に適宜報告される。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

各取締役は、適切に職務を執行するために必要な、重要な契約書、議事録、法定帳票やその他の情報を記載した文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）を適切に作成、保存、管理する体制を構築し、取締役又は監査役がこれらの文書等を適時に閲覧できる状態を確保する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 取締役会は、業務執行部門ごとに担当取締役を選定するとともに、事業運営における損失の危険を排除、予防するために必要な社内規則を定める。各担当取締役は、日常の業務遂行における損失の危険を評価し、必要な予防措置を講じる。損失の危険が当社の業績に重大な影響を及ぼすおそれが生じる場合には、担当取締役は速やかに代表取締役に報告し、代表取締役は緊急の取締役会を開催して早急にその対応を行う。

ロ. 損失の危険の要因が複数部門にわたる場合には、取締役会は、関連各部門の委員による委員会を設置し、部門横断的に適切な損失予防策の立案、実行を命じる。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時取締役会及び定時経営会議をそれぞれ原則毎月1回以上開催するほか、必要に応じて臨時の取締役会を開催して迅速かつ適切な意思決定を行う。

ロ. 当社は、取締役、監査役、部長職以上の使用人で構成される部長会を毎月1回開催し、会社方針の伝達、課題認識の共有、各部門からの月次報告による状況把握を行う。

5. 当社の子会社及び関連会社（以下、「子会社等」という。）の取締役及び使用人の職務

執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 子会社等の経営は、子会社等の責任者の自主性を尊重する。当社取締役会は、最低1名の当社取締役又は監査役を子会社等の取締役又は監査役として指名する。子会社等の取締役に選任された当社役員は、子会社等の職務執行を監督、監視し、子会社等の監査役に選任された当社役員は、子会社等の職務執行状況を監査する。

ロ. 当社の監査役は、子会社等の監査役との協働により子会社等に関する情報を収集し、必要に応じて当社監査役会に諮り、当社グループ全体として適切な連携を図る。

6. 子会社等の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社等の責任者は、当該子会社等を担当する当社取締役に対し、事業内容及び業績について定期的に報告を行う。

7. 子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のコンプライアンス担当取締役は、子会社等の規定の整備状況を把握し、必要に応じて、当該子会社等を担当する当社取締役と連携して、当該子会社等への改善の助言や指導を行う。

8. 子会社等の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

重要事項の意思決定にあたり、子会社等の責任者は、当該子会社等を担当する当社取締役との間で事前協議を行うことにより、子会社等の職務の執行が当社グループ全体として効率的に行われることを確保する。

9. 当社の監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会は、テーマに応じた能力を有する使用人を、監査役を補助すべき使用人として置くことを求めることができる。取締役は監査役会と協議の上で、監査役を補助する使用人を配置する。

10. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を配置する場合、当該使用人の任命、異動等人事に関する事項の決定にあたっては、事前に監査役の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保する。また、監査役と取締役の協議により当該使用人の職務分掌を定め、監査役の指示の実効性を確保する。

11. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

各担当取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社グループ全体の業績に重大な影響を及ぼす事項等を速やかに報告する。また、監査役は必要に応じていつでも、取締役又は使用人に対して報告を求めることができる。

12. 子会社等の取締役、監査役及び使用人並びにこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

コンプライアンス担当取締役は、当社及び子会社等から報告された事項を、必要の都度、監査役に報告する。

13. 報告をした者が、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社等は、報告を行った取締役・監査役・使用人に対し、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取り扱いを行うことを禁止する。

14. 当社の監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、取締役と協議の上で、監査、調査等の職務に必要な費用を計上することができる。

15. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と適宜意見の交換等を行う。また、監査役会は、監査の着眼点、業務の適否の判断基準等を監査基準として定め、監査の実効性を確保する。

16. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備の状況

イ. 当社及び子会社等は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体との対決を貫徹する。

ロ. 当社及び子会社等は、各事業所を管轄する警察の指導を受け、情報連携を図ることによって、次の事項を取締役・監査役・使用人に対して徹底する。

1. 総会屋及び暴力団等による一切の金品等の要求には応じない。

2. 株主の権利の行使に関し、反社会的勢力はもとより何人に対しても財産上の利益を供与しない。

3. 警察当局との緊密な連携のもと、企業から総会屋及び暴力団等の特殊暴力を排除する。

ハ. 必要に応じて取締役又は使用人が研修会に参加し、悪質な特殊暴力への対応に備える。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、反社会的勢力からの暴力を未然に防止し、組織的な対応を明確にするために、反社会的勢力との決別事項を含めた企業行動憲章を制定しております。その他の考え方及び整備状況は、上記「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の「16. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備の状況」に記載のとおりであります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 [更新](#)

あり

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）を以下の通り定めております。

1. 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。そして、当社の企業価値の向上は、お客様が求める最高品質の筆記具を市場に提供するとともに、筆記具事業で培った技術を活用して新規事業を開拓し、その双方を結びつけ一体的な経営を行うことによって実現されるものであると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付けがなされた場合、それが当社の企業価値並びに株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が株主に対して代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付けの対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付けを行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、上記の当社の企業価値の源泉を理解した上で、かかる企業価値の源泉を中長期的に確保し、向上させることができれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する当社株式の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして以下の施策を実施しております。

イ. 中期3ヵ年経営計画策定

当社は、本年1月より「創業130年からの再スタート」を基本方針とする平成30年までの中期3ヵ年経営計画をスタートさせました。その重点方針として「筆記具事業の競争力の強化」、「将来への種まき」、「経営資源の強化」の3つを掲げ、企業価値向上に取り組んでおります。

当社は、当社の企業価値をこれからも継続的に向上させていくためには、「最高の品質こそ最大のサービス」という社是の具現化に努め、品質向上、技術革新を怠らないことが必須であると考えます。そうした継続的な努力や投資を可能にする収益基盤構築の第一歩として、まずは中期3ヵ年経営計画に基づき競争力の再強化を実現することが、当社の企業価値を向上させ、ひいては株主共同の利益に資するものであると考えております。

ロ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、取締役の株主に対する責任を明確化するためにその任期を1年とし、社外取締役を2名選任することにより独立した第三者の立場から経営に対する監督強化を図っております。また、監査役につきましては、社外監査役2名を含む4名により監査役会を構成し、取締役の職務執行の監査を行っております。当社は、このように、社外取締役と社外監査役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は平成28年3月30日開催の第141回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において、当該対応策を導入することの承認を得ております（以下、改定後の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます。）。

本プランは、本プランの適用対象となる買付等が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保すると共に、買収者との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付けを行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる等の方法により対抗措置を実施いたします。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施、不実施又は中止等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしつつ、取締役会においても慎重な判断を行うものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

なお、本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。

4. 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期3ヵ年経営計画をはじめとする企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするもので

はありません。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための枠組みであり、同じく基本方針に沿うものです。また、本プランは経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を全て充足していること、本プランは、第141回定時株主総会において株主の皆様の承認を得た上で更新されるものであること、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会による勧告を経ることが必要とされていること、本プランの内容として発動に関する合理的かつ客観的な要件が設定されていること、有効期間が約3年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、さらに、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要は以下の通りであります。

1. 基本方針

当社は、上場会社としての社会的責任を認識し、経営の監視機能の強化や透明性の向上に努めるとともに、投資家との信頼関係の構築・維持のため迅速かつ適切な情報開示を目指しております。

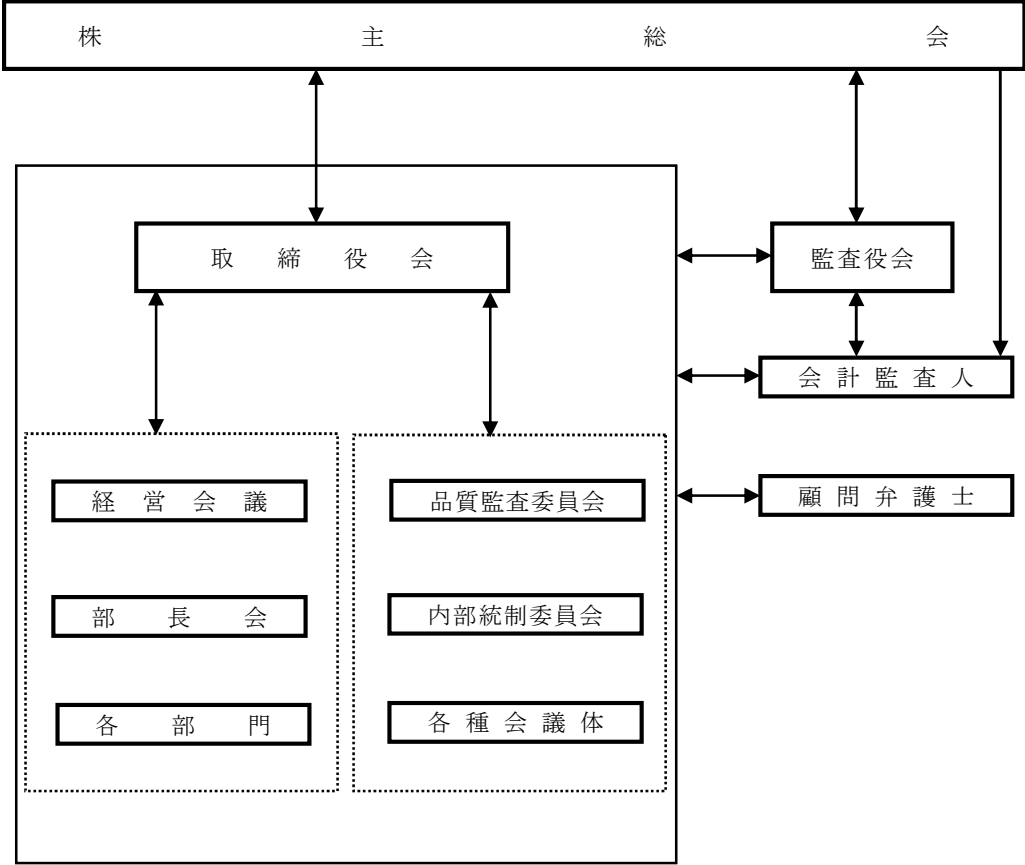
2. 適時開示手順は次のとおりであります。

(1) 当社及び三菱鉛筆グループ会社各社において、重要事実該当すると考えられる事象は当社及び各グループ会社の取締役・各部門長・グループ会社責任者を通じて速やかに当社の最高経営執行責任者に報告され、かつその情報は当社の情報取扱責任者へ伝達されます。

(2) 情報取扱責任者は、経理部及び経営企画室と協議のうえ、金融商品取引法等の関連法令及び株式会社東京証券取引所の適時開示規則に準拠し、適時開示を要するか否かの判断を行います。

(3) 適時開示項目に該当する場合には取締役会への報告または決議を経て迅速に情報開示を行います。

3. 当社は、インサイダー取引を未然に防ぐため、インサイダー取引の報告制度を確立するとともに重要事実発生期間における内部者取引を禁止する社内ルールの徹底を図っております。さらに、幹部社員には、毎年定期的にインサイダー取引規制の概要を説明し注意を喚起しております。



【模式図】 適時開示体制

情報開示を担当する組織

1. 情報取扱責任者 財務法務担当取締役
2. 担当部署 経理部

